

～契約や買い物はしっかりと「考えて」から～

## 2022年4月から **18歳は大人です！**

### できること

親の同意なしに  
一人で様々な  
契約ができる

### できないこと

未成年者取消  
が  
できなくなる

### だいじなこと

契約は慎重に！  
収入に見合った  
買い物を

### 《若者に多いトラブル事例と対処法》

#### ●定期購入(ネット通販)

1回だけのつもり  
だったのに…

SNSの広告からサプリメントや化粧品等  
を購入したら、定期購入の契約だった。初回  
格安なのに、2回目以降は高額で払えない。



- ・クーリング・オフは出来ません
- ・購入前に、定期購入条件の有無を確認
- ・返品方法も確認しましょう

#### ●もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産等)

「簡単に儲かる」って  
…ウソだったの？

SNSの相手から「簡単に稼げる」「人を紹介  
すると儲かる」などと副業を誘われ、情報商材  
を契約したが儲からない。



- ・SNSの相手を安易に信用しない
- ・簡単に儲かる話はありません
- ・誰から誘われても「契約しない」と  
断りましょう

#### ●テート商法「好き」に付け込む手口

ステキな人  
って思っ  
たのに…

マッチングアプリで知り合いデートした  
相手から、高額なアクセサリーを勧められて  
契約した。その後相手とは連絡が取れない。



- ・好意を寄せる相手でも、  
お金の話が出たら、要注意！
- ・借金を勧められたら断りましょう

#### ●エステ契約

高額なだけで…、  
今ここで決めるの！？

エステの無料体験後に、高額な別プランの契  
約を迫られ、契約した。クレジット分割払いで、  
手数料が加算され、高額なので解約したい。



- ・クーリング・オフが出来ます
- ・支払総額を確認し、支払いが  
可能か、よく判断しましょう



社会経験のない新成人が、悪質商法のターゲットにされやすい！

- トラブル事例とクーリング・オフなど正しい対処法を知って、  
消費者トラブルを未然に防ぎましょう
- 契約トラブルは、一人で悩まずにすぐ相談しましょう

## 山形市消費生活センター

相談専用電話

**023-647-2211**

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

いやや

火～日曜日(月・祝休館) 午前9時～午後5時

又は 消費者ホットライン **188**